

○三鷹市生産緑地地区に定めることができる区域の規模に関する条例

平成29年12月 8 日

条例第21号

(目的)

第1条 この条例は、生産緑地法（昭和49年法律第68号。以下「法」という。）第3条第2項の規定に基づき、三鷹市における都市計画に生産緑地地区を定めることができる区域の規模について定めることにより、都市農地を保全し、良好な都市環境の形成に資することを目的とする。

(生産緑地地区に定めることができる区域の規模)

第2条 法第3条第2項に規定する条例で定める区域の規模は、300平方メートル以上とし、三鷹市全域に適用する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。